

(3) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10②、68の14②）	○ 適用期限が平成24年3月31日まで5年延長されました。	—
(4) リース税額控除	○ リース税額控除については、35ページ(22)に記載されています。	35ページ(22)の適用時期等と同じになります。

V その他の改正

1 再チャレンジ支援寄附金税制の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が各事業年度に支出した寄附金の額のうち特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人(以下「特定地域雇用会社等」といいます。)に対する寄附金の額がある場合には、その特定地域雇用会社等に対する寄附金の額は、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額と合わせて損金算入限度額の範囲内で損金算入を認めるという制度が創設されました(措法66の12)。

(1) 寄附金の範囲

この制度の対象となる寄附金の範囲は次のとおりです(措法66の12①②、措令39の23の2①)。

- イ 地域再生法に規定する特定地域雇用会社に対する雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼす事業に充てられることが確実である寄附金で、地域再生法に規定する認定地方公共団体の長が地域再生法に規定する要件に該当することを確認した寄附金
- ロ 地域再生法に規定する認定地域再生計画に定められた区域内に本店、支店、工場、営業所等を有する法人が支出する寄附金で、地域再生法の規定により認定地方公共団体が指定する特定地域雇用等促進法人に対する地域再生法に規定する事業に関連する寄附金

(2) 損金算入限度額の計算

損金算入限度額は、次の算式により計算します。

(算 式)

損金算入限度額＝一般の寄附金の損金算入限度額＋特定地域雇用会社等に対する寄附金の額(注)

(注) 特定地域雇用会社等、特定公益増進法人及び認定NPO法人に対する寄附金の額の合計額が、一般の寄附金の損金算入限度額を超える場合は、その一般の寄附金の損金算入限度額となります。

(3) 適用要件

この制度の適用を受けるためには、確定申告書等に所要の事項を記載した明細書を添付し、次の書類を保存することとされています(措規22の13)。

- イ 特定地域雇用会社に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用会社に対する寄附金である旨のその特定地域雇用会社が証する書類
 - (ロ) その特定地域雇用会社から地域再生法施行規則の規定に基づき交付を受けた文書
- ロ 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である場合
 - (イ) その寄附金が特定地域雇用等促進法人に対する寄附金である旨のその特定地域雇用等促進法人が証する書類
 - (ロ) その法人が特定地域雇用等促進法人に該当する旨を認定地方公共団体が証明した書類の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の96の2、措令39の122の2)。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に支出する寄附金について適用されます(改正法附則102、125)。

2 国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予制度の創設

〔創設された制度の概要〕

移転価格税制による更正又は決定を受けた内国法人が租税条約の規定に基づき国税庁長官に対しその租税条約に規定する協議(以下「相互協議」といいます。)の申立てをした場合(外国法人が租税条約の規定に基づきその外国法人に係る条約相手国の権限ある当局に対しその租税条約に規定する申立てをした場合を含みます。)には、その申立てをした者の申請に基づき、その納期限等からその相互協議の合意に基づく更正があった日等の翌日から1月を経過する日までの期間に限り、その納税を猶予することができるというものです。ただし、その申請を行う者につきその申請の時ににおいてその法人税の額以外の国税の滞納がある場合は、納税を猶予することはできません(措法66の4の2①)。

(1) 納税が猶予される金額

納税が猶予される金額は、次に掲げる金額の合計額です(措令39の12の2①)。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| イ 更正決定に係る法人税額 | － 猶予対象以外の更正決定に係る法人税額 |
| ロ 更正決定に係る法人税額を基礎として課することとされる加算税の額 | － 猶予対象以外の更正決定に係る法人税額を基礎として課することとされる加算税の額 |

(注)「猶予対象以外の更正決定に係る法人税額」とは、その更正決定のうちこの制度による納税の猶予の対象となる更正決定に係る法人税の額に係る部分がなかったものとして計算した場合に納付すべきものとされる法人税の額をいいます。

(2) 担保の徴収

納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴することとされています。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴収することができない特別の事情がある場合には、その担保は必要ありません(措法66の4の2②)。

(3) 適用要件

納税の猶予を受けるためには、相互協議の申立てをしたことを証する書類などを添付し、申請書を税務署長等に提出しなければなりません(措法66の4の2⑧、措令39の12の2③、措規22の10の2)。

(4) 納税の猶予の取消し

納税の猶予を受けた者が相互協議の申立てを取り下げたときなど一定の場合には、その猶予を取り消すこととされています(措法66の4の2⑤)。

(5) 延滞税の免除

納税の猶予をした場合には、その猶予をした法人税に係る延滞税のうち納税の猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとされています(措法66の4の2⑦)。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています(措法68の88の2、措令39の112の2、措規22の75)。

〔適用時期〕

平成19年4月1日以後に相互協議の申立てをした者により申請が行われる場合について適用されます(改正法附則98、121)。

3 その他

○ その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入(措法66の6①②、68の90①②、改正法附則99、122)	○ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の適用法人及び外国関係会社の判定について、外国関係会社が議決権の数が1個でない株式又は請求権の内容が異なる株式を発行している場合には、株式等の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれか高い割合で行うこととされました。	特定外国子会社等の平成19.4.1以後に終了する事業年度等の適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用されます。

(2) 特定外国信託の留保金額の益金算入 (措法66の6⑦⑧、68の90⑦⑧、旧措法66の9の2～66の9の5、68の93の2、68の93の5、旧措令39の20の2～39の20の7、39の120の2～39の120の7、旧措規22の11の2、22の76の2、改正法附則100、123)	○ 特定外国信託に係る所得の課税の特例の規定は、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例の規定に統合されました。	新信託法施行の日前に終了した計算期間に係る適用対象留保金額及びその適用対象留保金額に係る課税対象留保金額については、従来どおり適用されます。
(3) 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入 (措法66の9の6～66の9の9、68の93の6～68の93の9、措令39の20の8～39の20の14、39の120の8～39の120の14、措規22の11の3、22の76の2、改正法附則101、124)	○ 内国法人の株主が、組織再編成等により、特定外国法人を通じてその内国法人の株式等の80%以上を間接保有することとなった場合には、その特定外国法人に留保した所得を、その特定外国法人の株主である内国法人の所得に合算して課税することとされました。	平19.10.1以後に内国法人の株主が内国法人の発行済株式等の80%以上を間接保有することとなる場合について適用されます。
(4) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例 (措法66の10、68の94)	○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に規定する法人については、適用期限が平成20年6月30日まで延長されました。 ○ 適用期限が平成21年3月31日まで2年延長されました。	— —
(5) 欠損繰戻しによる還付の不適用 (旧措法66の12②～④、旧措令39の24②～⑦、旧措規22の13、改正法附則103)	○ 設備廃棄等欠損金額に係る欠損繰戻しによる還付の不適用制度の適用除外措置が、適用期限 (平成19年3月31日) の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に設備の廃棄等を行った日を含む事業年度において生じたものに係る設備廃棄等欠損金額については、従来どおり適用されます。
(6) 転廃業助成金等に係る課税の特例 (措法67の4②、68の102、改正法附則104、126)	○ リース取引については、資産の売買取引 (譲渡・取得) とみなすこととされたこと (19ページ3 (1) 参照) に伴って、適用対象の範囲から所有権移転外リース取引による取得が除かれるなど所要の整備が行われました。	平20.4.1以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約について適用され、同日前に締結した契約については、従来どおり適用されます。
(7) 組合事業等による損失がある場合の課税の特例 (措法67の12、68の105の2、措令39の31、39の125、改正法附則105、127)	○ 受益者等課税信託につき、受益者等である法人のその信託による損失の額のうちその信託の信託財産の帳簿価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額 (一定の場合には、その損失の額の全額) は、損金の額に算入されないこととなりました。 なお、損金の額に算入されなかった信託による損失の額は、翌事業年度以後の信託による利益の額を限度として損金の額に算入することとなります。	新信託法施行の日以後に効力が生ずる信託 (遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、新法信託 (11ページ (注) 2参照) を含みます。) 及び同日以後に受益者たる地位の承継を受ける場合のその承継に係る信託について適用されます。
(8) 投資法人に係る課税の特例 (旧措法67の15③⑨～⑪、旧措令39の32の3⑨～⑫、旧措規22の19④、改正法附則32、106)	○ 不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合の要件緩和制度が適用期限 (平成19年3月31日) の到来をもって廃止されました。	平19.4.1前に不動産投資法人が特定目的会社の優先出資証券を取得した場合については、従来どおり適用されます。

(9) 振替国債の利子等の非課税(措法67の16①、改正法附則107)	○ 外国法人が支払を受ける振替地方債の利子について、法人税を課さないこととされました。	平20.1.1以後に支払を受けるべき振替地方債の利子について適用されます。
(10) 農林中央金庫等の合併に係る課税の特例(措法68の2の2①四、措規22の20、改正法附則108)	○ 適用対象となる合併に森林組合合併助成法の適用を受けない森林組合と森林組合との合併が追加されました。 ○ 適用期限が平成22年3月31日まで3年延長されました。	平19.4.1以後に行われる合併について適用され、同日前に行われた合併については、従来どおり適用されます。 －
(11) 適格合併等の範囲に関する特例(措法68の2の3、措令39の34の3、措規22の20、改正法附則109)	○ 企業グループ内で行われる合併、分割又は株式交換のうち、特定軽課税外国法人に該当する親法人の株式を対価とするものである等の一定の要件に該当するものは、適格合併、適格分割又は適格株式交換に該当しないこととされました。	平19.10.1以後に行われる合併、分割又は株式交換について適用されます。
(12) 特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例(措法68の3、68の109の2、措令39の35、39の128、改正法附則110、128)	○ 法人が旧株を発行した内国法人の行う非適格合併、非適格分割型分割又は非適格株式交換により外国親法人の株式の交付を受ける場合において、その交付を受ける株式が特定軽課税外国法人の株式であるときは、旧株の譲渡損益を計上することとされました。	平19.10.1以後に合併、分割又は株式交換が行われる場合について適用されます。
(13) その他(措法68の3の2、68の3の3、68の110、68の111、措令39の29①、39の35の2、39の35の3、措規22の20の2、22の20の3、旧措令39の15③三・四・④三・四、39の16①二八・②四・③⑤一・二、39の17①四、39の19②四、改正法附則100、123)	○ 新信託法の施行に伴い、所要の整備が行われました。	新信託法施行の日以後に終了する事業年度について適用されます。